

11. 中央の政治と地方の政治—政党のはたらきと住民自治の役割

1. 議院内閣制と政党の役割

○ 議院内閣制の二種類

議院内閣制＝内閣が議会（とくに下院）に対して責任を負う制度

【均衡型・二元主義的議院内閣制】

君主と議会の間で大臣集団（内閣）が両者に対して責任を負う制度

【議会優位型・一元主義的議院内閣制】

国民→議会→内閣という経路で民意による政治が追求される

○ 解散権論争

レズローフ『議院内閣制』→ 議会優位型、行政府の対議会解散権を制約

日本国憲法の場合：69条所定の場合のみ解散することができる（限定説）

→ 69条所定の場合に拘わらず、7条の規定により解散できる（非限定説）

○ 解散権—民意による裁決

解散総選挙が民意による争点解決という機能を持つ

政府にとっては野党と与党内反主流派に対しての武器（⇔政略的な濫用の抑止）

○ 対「国会」責任と二院制

ねじれ国会＝両院の「多数派」の食い違い

しかし、「ねじれ」という状態は珍しい現象ではない

○ 政党間の権力分立

与党と野党との間での統治機構と批判機能の分立

① 与野党の主張が過度に異質ではないこと

② 与野党の主張が（選挙民に選択の機会を与えない程に）過度に同質ではないこと

○ 政党の法制化

従来は、議員の独立した討議・表決の過程を妨げるものと意識される

戦後→政党の憲法規定（たとえばドイツ）

政党の法的認知（地位保証的側面）と政党の法的な枠づけ（地位規制側面）

☆政党助成法（1994年）議員数と国政選挙での得票割合を元に計算

国民一人当たり 250円。政党の（企業等からの）政治資金への依存を断ち切ることがねらい（但し、上手くいっていない）

2. 地方分権と住民自治

団体自治（権力分立の要素）と住民自治（民主主義の要素）

○ 地方自治と直接参加制

・ 地方公共団体の議会議員とその首長（知事、市長）は住民の直接選挙によって選出される

・ 地方公共団体にだけ適用される特別法（≠条例）は住民投票が必要（憲法95条）

- ・ 直接請求制度(地方自治法第5章)： 条例の制定改廃請求、監査請求、議会解散請求、地方公共団体の長及び議会議員の解職請求
- ・ 解職・解散についての請求が有権者総数の3分の1以上の署名→住民投票
→過半数の得票で解散・解職
- ・ 地方自治体にとって重要な事項を住民投票で決定する
→原発建設に関わる新潟県巻町、基地問題に関しての沖縄県、同名護市

○ 地方自治の生活防衛機能

- ・ 地方自治体が補助金獲得のために圧力団体化する→与党の集票機構化
- ・ 公害対策・環境保全など中央の政策を地方が先取り
- ・ 環境権：裁判所によって承認されているわけではないが、住民運動によって担われ、地方政治に影響を与え、立法を促した。

○ 法律と条例の関係

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

横出し規制： 法律の定める事項以外の事項についての規制

上乗せ規制： 法律の規制基準よりも厳しい規制

- ・ 学説上は上乗せ規制も適法
- ・ 両者の対象事項と規定文言を対比し、それぞれの趣旨、目的、内容、効果を比較して判断
(最大判 1975.9.10)

○ 多元的デモクラシーへの芽

- ・ 近代国民国家における言語や文化の均質化
- ・ 下からの地域主義(スコットランド、ブルターニュ、コルシカ、バスク)
- ・ 均質な国民国家=多数派デモクラシー ⇔ 多元的サブ・カルチャーの共存
⇒多元=協調型デモクラシー
- ・ 多極共存型・多共同体共存型デモクラシー
→「近間のデモクラシー」と「補充性原則」→人権や個人の尊厳の確保
- ・ 中央と地方の権限配分・財源配分の問題→デモクラシーあり方一般の問題

課題 自治体によって上乗せ規制を設けることの是非

パチンコ店の上乗せ規制

- 風営法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）28条
官公庁施設・学校・図書館・児童福祉施設の周囲 200メートル区域内で営んではならない。
- 福祉施設から周囲 100メートル区域内で営んではならない（奈良県条例）
- 福祉施設から周囲 200メートル区域内で営んではならない（奈良市条例）